

マイナ保険証・資格確認書に関する手続き (2025年12月2日以降)

| ケース | 必要な手続き・対応 | | | |
|--|-----------|----|--|---------------------------------|
| | 事業所 | 本人 | マイナ保険証 取得者 | マイナ保険証「未」取得者 (資格確認書) |
| 被保険者(従業員)が入社したので、資格確認書の「要否」を申告 | - | ● | 入社手続き時に資格確認書が必要かどうかを事業所に申告 | |
| | ● | - | 「被保険者資格取得届」を健保に提出 | |
| 被扶養者(家族)を加入させるため、資格確認書の「要否」を申告 | - | ● | 「健康保険被扶養者異動(加入)届A」を健保に提出 | |
| 被保険者(従業員)が氏名変更したため、新たな氏名の資格確認書が必要 | - | ● | 氏名が変更になったことを事業所に申告 | |
| | ● | - | 「被保険者の氏名変更届」を健保に提出 | |
| 被扶養者(家族)が氏名変更したため、新たな氏名の資格確認書が必要 | - | ● | 「被扶養者氏名変更(訂正)届」を健保に提出 | |
| マイナンバーカードもしくは電子証明書の更新中に「資格確認書」が必要となった | - | ● | 「資格確認書交付申請書」を提出 ・TG : ドコモ・ソルサポート ・TG以外 : 各事業所担当者 | - |
| | ● | - | 「資格確認書交付申請書」を健保に提出 | - |
| 地方公共団体情報システム機構から「有効期限通知書」が届いた | - | ● | 期限までに市区町村役場で更新 | - |
| 資格確認書をお持ちの方が新たにマイナ保険証を取得した | - | ● | - | 「資格確認書」を健保へ返却 ※1 |
| 被保険者(従業員)が退職するため、「マイナ保険証/資格確認書の取り扱い」を申告 | - | ● | 退職手続き時に「健保からの資格喪失手続き」で申告 | |
| | ● | - | 「被保険者資格喪失届」を健保に提出 | |
| | - | ● | - | 「資格確認書」を健保へ返却 ※1 もしくは自己破棄 ※2 |
| 被扶養者(家族)が資格喪失するため、「マイナ保険証/資格確認書の取り扱い」を申告 | - | ● | 「健康保険被扶養者異動(脱退)届B」を健保に提出 (「資格確認書 回収確認」欄で申告) | |
| | - | - | - | 「資格確認書」を健保へ返却 ※1 もしくは自己破棄 ※2 |
| 健康保険証を持っている | - | ● | 自己破棄 ※2 | |

※1 資格確認書を健保へ返却する場合

- ・健保宛に社内メール便もしくは郵送で送付ください。
〒492-8153 愛知県稻沢市井之口町四反畠4500番地
豊田合成健康保険組合 適用係 宛

※2 資格確認書を自己破棄する場合

- ・ハサミを入れるなどして処分してください。

※ マイナンバーカードに保険証の利用登録がされている方は、「資格確認書」は交付しません。

【資格確認書の返却が必要な場合】

- ・資格確認書をお持ちの方が新たにマイナ保険証を取得した

(健保加入中に資格確認書をお持ちの方がマイナ保険証を取得した場合は、資格確認書の自己破棄はしないでください。)